

学校法人福原学園 次世代育成支援行動計画

1. 趣旨

この行動計画は次世代育成支援対策推進法の趣旨に基づき、男女ともに生活と仕事の両立を可能にする労働環境整備について、本学園の基本方針ならびに具体的目標と対策を定めたものである。

「次世代育成支援行動計画」は、子育てを行う教職員が、仕事と子育ての両立を可能にする労働環境整備を目指して策定するものであるが、さらに、学園設置校の九州女子大学および九州女子短期大学に幼稚園教諭・保育士・小学校教諭の養成課程を有する特質を生かし、地域における教育や子育て支援の拠点として、地域や自治体と連携した次世代育成支援のあり方についても推進する。

本学園は、2015年度から2019年度までの行動計画（5年間）を定め実施してきたところであるが、その実施状況をもとに次期行動計画として2020年度から2024年度までの5年間の計画を次のとおり定める。

2. 計画期間

2020年4月1日～2025年3月31日 5年間

3. 目標と対策

- (1) 子育てを行う教職員の職業生活と家庭生活との両立を支援する雇用環境の整備に関する事項

目標 1

妊娠・出産、育児に関する諸制度の周知および利用促進のための意識啓発を行う。

【平成 22 年 4 月から継続取組対策】

- ① 母性保護、産前産後休暇、育児休業、育児のための勤務時間短縮、子の看護のための休暇、出産に対する経済的支援措置等、教職員の仕事と育児の両立を支援する制度全般について、分かりやすくまとめたリーフレットを学園ホームページに掲載する。
- ② 本人あるいは配偶者の出産を予定している教職員、および子どもを養育する教職員に対し、仕事と育児の両立を支援する制度を利用できるように、学園における両立支援制度の周知を徹底する。

目標 2

男性教職員の、出産や育児にかかわる休業・休暇を拡充、促進する。

【平成 22 年 4 月から継続取組対策】

- ① 育児休業制度について、現行の規程内容を定期的に教職員に周知する。
- ② 既存の育児休業制度を活かし、男性教職員の育児を促進する仕組みを検討する。
- ③ 就業規則を改正した場合は、改正内容をメール配信し、全教職員に対する周知・啓発を行う。
- ④ 男女共に育児休業が取得できることについて、「福原学園 仕事と育児の両立を支援す

る制度一覧」および関係する諸規程を全教職員に配信する等、周知・啓発を継続的に行う。

目標 3

育児休業中の代替要員の確保、休業中の情報提供や復帰後の教育訓練プログラム等、育児休業を取得しやすい仕組みを検討する。

【平成 22 年 4 月から継続取組対策】

- ① 福原学園育児休業等規則第 11 条に規定する代替教職員の確保を継続実施するが、代替要員確保の難しい大学教員、管理職の代替要員確保のための具体的措置を検討する。
- ② 育児休業中の所得保障として、住宅手当支給の継続等、休業期間の経済的保障のための措置を検討する。
- ③ 休業中は、グループウェアを活用し、随時情報提供を行う。また、復帰後の教育訓練プログラムについて、具体的内容を検討する。
- ④ 福原学園育児休業等規則を改正した場合は、改正内容をメール配信し、全教職員に対する周知・啓発を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項

目標 1

所定外労働を削減するための措置を講ずる。

【平成 22 年 4 月から継続取組対策】

- ① 全学的なノー残業デーの実施等、所定外労働をしない意識改革のための取り組みを継続的に行う。
- ② 所定外労働を少なくするため、現行業務の見直しを行い、事務の簡素化、効率化、および合理化を実行する。

【新規取組対策】

- ① 大学、高校、幼稚園教育職員の勤務実態を踏まえ、本人の意欲・能力が向上する仕組みを検討・開発する。

目標 2

年次休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。

【平成 22 年 4 月から継続取組対策】

- ① 子どもの長期休みや家族の記念日等における休暇の計画的取得、年次休暇の取得計画表作成などによって、年次休暇を取得しやすい環境づくりに努め、取得の促進を図る。
- ② ゴールデンウィーク、年末年始休暇、夏期休暇、ハッピーマンデー休日等の前後に年次休暇を取得することで連続休暇の取得を促進する。
- ③ 管理職が率先して年次休暇を取得し、積極的に他の教職員に休暇の取得を促す。

【平成 27 年度から継続取組対策】

- ① 各自の取得状況が分かるように、毎月の給与明細に年次休暇の残日数を記載する。

【新規取組対策】

- ① 年次休暇の計画的付与制度を導入する。

目標 3

「仕事と生活の調和」に関する意識啓発を行う。

【新規取組対策】

- ① 全教職員を対象に、「仕事と生活の調和」に関する研修会を実施する。

(3) その他次世代育成支援対策に関する事項

目標 1

設置大学の特色を生かし、地域と連携した子育て支援事業のあり方について検討する。

【平成 22 年 4 月から継続取組対策】

- ① 学園が設置する九州女子大学および九州女子短期大学が初等教育の教員養成課程を有する特色を生かし、行政や地域と連携した子育て支援事業の継続実施、ならびに事業拡大をはかる。

以上

福原学園 仕事と育児の両立を支援する制度一覧

	妊娠	出産	1歳	3歳	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学
女性職員が利用できる制度		<p>6週間 産前休業</p> <p>8週間 産後休業</p>	<p>育児時間1時間/日 (特別休暇)</p> <p>育児休業(無給)</p> <p>育児部分休業・労働時間の調整</p> <p>所定外労働時間の免除</p> <p>法定時間外労働の制限(24h/月・150h/年)</p>	<p>パパママ育休プラス</p> <p>育休※</p>					
		<p>母性保護休暇(特別休暇)</p> <p>「健康診査・保健指導確認書、母健カード」に基づく通院等</p>							※特別な事情による延長。無給。
男性職員が利用できる制度		<p>2週間 配偶者出産休暇 (特別休暇)3日</p>	<p>育児休業(無給)</p> <p>育児部分休業・労働時間の調整</p> <p>所定外労働時間の免除</p> <p>法定時間外労働の制限(24h/月・150h/年)</p>	<p>パパママ育休プラス</p> <p>育休※</p>					※特別な事情による延長。無給。
手当等					<p>扶養手当</p> <p>子弟教育手当</p>			<p>特定扶養手当</p> <p>子弟教育手当</p>	
私学共済		<p>出産費 出産手当金</p>	<p>産前産後・育児休業期間中 掛金免除</p>						
雇用保険			<p>育児休業給付金</p>	<p>パパママ育休プラス</p> <p>給付金 ◆</p>					◆特別な事情による延長